

令和7年度 宮島まちづくり推進支援業務

仕 様 書

廿 日 市 市

経営企画部 宮島企画調整課

この仕様書は、廿日市市（以下「市」という。）が宮島まちづくり推進支援業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、民間事業者に求める業務内容等を示すものであり、募集要項等と一体のものである。

1 業務名

令和7年度宮島まちづくり推進支援業務

2 目的

宮島のまちづくりの道標である「宮島まちづくり基本構想」（令和2年3月策定）（以下「基本構想」という。）を実現するためには、行政のみならず、住民や市民活動団体をはじめ、多様な主体が積極的にまちづくり活動に参画し、お互いの資源や情報、課題などの共有や対話によって課題解決に取り組む、活力ある地域社会の実現が必要である。

これに向け廿日市市（以下「市」という。）では「千年先も、いつくしむ。」プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を令和5年4月に発足し、宮島の持続可能な地域づくりを推進しているところである。

その中で、地方自治体に求められる新しい公共私相互間の協力関係を構築するプラットフォームビルダーへの転換の一つの形として、一体感や連携意識の醸成を図り、宮島に関係する全ての人と行政が一体となって新たな活力を生み出すべく、プロジェクトに示した思想の下にベクトルを一つにし、宮島地域の持続可能な地域づくりを推進することのできるプラットフォームを民間事業者のノウハウを活用することにより、構築するよう考えるものである。

その具現化に向けた手段として、基本構想の推進を柱に、これにかかる多様な主体による主体的なまちづくり活動（以下「まちづくり活動」という。）に対する支援と、その活動の中心的役割を担う組織としての(仮)「まちづくり活動団体」（以下「団体」という。）の令和10年度の設立に向けた支援を行うものである。

3 履行場所

広島県廿日市市宮島町

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。なお、本業務は令和10年度の団体設立、稼働を全体計画としており、令和7年度はその初年度となるものである。

5 業務内容

「2 目的」を達成するために必要なこととして市が考える業務は次のとおりである。民間事業者には、以下の業務の履行と、民間事業者のノウハウを活用した実現性のある魅力的な提案を求めるものである。

(1) 多様な主体の相互の連携及び交流の促進に関すること

- ア 多様な主体相互の連携及び交流の促進を図る場の企画、立案及び運営
- イ 地域が抱える課題を社会課題へと昇華させ、自分事に変えるための場の企画、立案及び運営

(2) 相談及び助言並びに調査及び研究に関すること

- ア オンライン・オフラインによる相談の受付や相談内容に対する助言
- イ 基本構想を推進するにあたっての現状や課題を把握するための調査、研究、分析
- ウ 基本構想の推進に活用可能な成果のフィードバック

(3) 啓発並びに人材の育成及び研修に関すること

- ア 基本構想の推進に向けた勉強会等の支援
- イ 課題の共有や解決に向けた手法の研修と実践
- ウ 活動の場の存在や、活動への参画を促すための啓発
- エ 自立を前提とした運営に必要な研修、先進事例の調査、情報提供
- オ 団体運営に必要な人材の発掘や育成に関する支援
- カ 団体がまちづくり活動の中心的役割を担う組織として機能するための支援

(4) 情報の収集及び提供に関すること

- ア まちづくり活動の状況やプラットフォームづくりのプロセスなどの情報の発信と共有
- イ プラットフォームそのものの意義やフレームの解説
- ウ プラットフォームがまちづくり活動の場として機動的に伴走するものであることの周知
- エ まちづくり活動に関する先進事例などの情報収集及び提供並びに活用と実践に向けた支援

(5) 活動の場の整備、提供に関すること

- ア まちづくり活動の場として機動的に伴走するためのプラットフォーム構築の支援
- イ まちづくり活動や対話を行うための場の確保及びこれに必要な資機材の調達

(6) その他目的を達成するために必要な事業に関すること

- ア まちづくり活動の進展や情勢の変化に対して、民間のノウハウを発揮した柔軟な対応により、コンサルタントとして、まちづくり活動の円滑な推進を支援。
- イ 多様な主体との対話により、まちづくり活動における情報収集に努め、必要に応じた適切な支援
- ウ 基本構想の推進及びまちづくり活動に必要な業務
- エ 令和7年度において実施した業務の状況分析等を踏まえた、次年度以降の実施内容に関する整理、報告

(7) 指定業務

本業務に関連して、市は、令和6年度において、公益財団法人みらいファンド沖縄が実施している沖縄式地域円卓会議（以下「地域円卓会議」という。）を調査研究し、その実績から宮島地域におけるまちづくりの手法として取り入れることを前提に、地域を対象とした研修会を実施

施したところである。地域においても、この地域円卓会議に対して高い評価を得ており、また地域主体の活動推進に対する期待感もあることから、本業務における指定業務として、令和7年度において年3回の地域円卓会議の開催を予定すること。なお実施時期は市との協議により決定するものとする。

6 業務実施体制の構築

本業務の履行にあたり、「2 目的」及び「5 業務内容」の達成に向け、世界的観光地としての宮島や世界遺産のポテンシャルを活かす分野や、まちづくりへの市民参画に関する分野など、宮島の持続可能な地域づくりへの識見を持つ学識経験者など、経験豊富な人材を配置した十分な業務実施体制を構築すること。なお、体制の構築にあたっては、(仮)まちづくり活動団体の公正・効率的な組織化に向けた総合的な助言や指導を行うこと、及び市と地域との定例的な協議に参加すること、並びに民間事業者の求めに応じて、民間事業者による本業務履行への指導、助言を行う者として市が選任する「宮島まちづくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を、持続可能な地域づくりへの識見を持つ学識経験者の一人として加えること。

アドバイザーにかかる経費は、民間事業者において適正に見積もることとし、実働状況に応じて民間事業者が負担するものとする。

7 成果物

本業務の履行にあたり実施した事業について、実施時期や実施内容、実施したことによる成果などを取り纏めた報告書を作成し、市に提出すること。

8 秘密及び中立性の保持

受託者は、本業務の履行にあたり知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

9 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、廿日市市個人情報保護条例（平成12年条例第22号）等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

10 秘密の保持及び損害の賠償

受託者は、市から秘密と指定された事項及びこの契約に関して知り得た秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。また受託者は、自己の業務従事者その他関係人について秘密保持の義務を遵守させるために必要な措置を講じるものとする。なお、当該規定は、業務契約終了後も有効とし、これらの規定に違反した事実が判明した場合、受託者は、市による賠償請求など、これに起因して生じた損害に対する賠償の責を負うものとし、異議なく賠償に応じることとする。

11 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、市と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は市と協議し、その指示に従うこと。